国の債権に係る情報の公表

厚生労働省(労働保険特別会計労災勘定)

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

(単位:百万円)

		平成30年度	令和元年度		令和2年度					
	管理対象債権額	消滅額	管理対象債権額	消滅額	管理対象債権額	消滅額				
		前年度以前発生分 本年度発生分		前年度以前発生分 本年度発生分		前年度以前発生分 本年度発生分				
	前年度以前 発生未消滅 本年度発生分 債権分	うち 不納欠損額 うち 不納欠損額	前年度以前 発生未消滅 本年度発生分 債権分	うち 不納欠損額	前年度以前 発生未消滅 本年度発生分 債権分	うち 不納欠損額 うち 不納欠損額				
合 計	52,094 42,373 9,7	721 21,692 14,166 1,497 7,526 7	7 56,640 44,080 12,560 23,984	13,890 1,403 10,093 10	53,404 41,048 12,355 24,	1,834 14,095 1,463 10,739 0				
備 考	主な歳入金債権の管理対象債権額 返納金債権 5,443 損害賠償金債権 45,444	返納金債権 3,455	主な歳入金債権の管理対象債権額 返納金債権 8,270 損害賠償金債権 47,254 主な歳入金債 返納金債権 損害賠償金債権 47,254		返納金債権 9,706 返納金債	入金債権の消滅額 債権 7,750 償金債権 16,236				

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第百四十一号)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

歳入金債権の年度末現在額の推移

(単位:百万円)

		平成30年度末現在額					令和元年度末現在額						令和2年度末現在額					
		一般分(徴収停止分を除く。)			徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。) 徴収				徵収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)					
	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分	合計			本年度発生債権分		前年度以前発生債権分合計		本年度多	本年度発生債権分前年度以		L前発生債権分 合計				
		履行期限到 履行期限未	履行期限到 履行期限未	履行期限到 履行期限未 来額 到来額	本年度発生 情権分 前年度以前 発生債権分		履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到 履行期限未 来額 到来額	履行期限到 履行期限未 来額 到来額	本年度発生 前年度以前 債権分 発生債権分	履行期限到 来額	履行期限未到来額	履行期限到 来額	履行期限未到来額	履行期限到 履行期限 来額 到来額	本年度発生 前年度以前 発生債権分	
債権の種類																		
(部)																		
(款)雑収入																		
(項)雑収入																		
(目)立替金返還金債権	-						-	-				0	0 -	-		- 0		
(目)返納金債権	1,987	0 0	1,942 43	3 1,942 43	-	1,99	5	7 (1,933 52	2 1,941 5	3 - 1	1,956	4	1,909	9 40	1,914	40 – 1	
(目)利得償還金債権	100	0 0	99	99		- 10	7	0 (106 -	- 107	0	98	0 -	- 98	3 (98	0	
(目)延滞金債権	49	0 -	11 38	38	_	- 5	1 1:	1 (23 16	34 1	6 – –	79 30	0 -	- 36	5 12	67	12	
(目)弁償金債権	12		12 -	- 12 -		- 1	2 -	-	- 12 -	- 12		12 -	-	- 12	2 -	- 12		
(目)損害賠償金債権	28,252	500 1,693	19,524 6,534	20,024 8,227	_	30,47	8 590	0 1,843	3 20,253 7,790	20,844 9,63	- 0	26,411 358	8 1,220	21,063	3,769	21,421 4,	089 – 0	
(目)利息債権	0	0 -	0 -	- 0 -	_	- 1	1	0 -	- 0 -	- 11		10	-	- 10	-	- 10		
合 計	30,402	501 1,693	21,589 6,616	22,091 8,310	-	32,65	62.	1,845	5 22,329 7,859	9,70	4 - 1	28,569 399	5 1,220	23,129	3,822	23,525 5,0	043 - 1	

※計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計と合致しないものがある。